

# 平成27年度第2回

## 知床世界自然遺産地域連絡会議

### 議 事 録

日 時：平成27年12月3日（木）午後4時30分開会  
場 所：斜里町公民館ゆめホール知床 公民館ホール

## 1. 開会

- 北海道（増本） それでは、定刻となりましたので、先ほどのエコツーリズム検討会議に引き続きまして、知床世界自然遺産地域連絡会議を開催いたします。

私は、北海道環境生活部の増本でございます。よろしくお願いいたします。

今回の会議につきましては、設置要綱第7条第1項の規定に基づき、会長である環境省釧路自然環境事務所の西山所長から、あらかじめ、私が議事進行を務めるよう指名を受けておりますので、よろしくお願いいたします。

## 2. 挨拶

- 北海道（増本） それではまず、開会に当たりまして、西山会長からご挨拶がございます。よろしくお願いいたします。

- 環境省（西山） 改めましてこんにちは。

釧路自然環境事務所の西山でございます。

本日は、師走に入りお忙しい中、平成27年度第2回知床世界自然遺産地域連絡会議にお集まりいただきまして、ありがとうございます。

地域連絡会議は、各種制度を所管する関係機関と地元関係団体との緊密な連携と協働を図ることを目的に設置されており、また、この機会に地域住民の皆様からのご意見も伺って世界遺産地域の管理に生かしていくというものでございます。

通常は年2回の開催としておりましたが、本日の地域連絡会議は、北海道の知床世界自然遺産条例に係る議論のために臨時に開催するものです。

本日の議題である知床条例につきましては、本年4月の北海道知事選において高橋はるみ知事が公約に掲げられた事項でもありまして、以後、知事のリーダーシップのもと、北海道庁が主体となって地元説明会や検討部会を開催して検討が続けられてきました。

11月5日から明日12月4日まで、条例案骨子に係るパブリックコメントも実施されているところです。

また、本会議の前には、適正利用・エコツーリズム検討会議も開催され、メンバーも大分重複しておりますけれども、そちらの会議でもさまざまな意見が出されているところです。

知床世界自然遺産地域の管理者の一員である北海道が「管理計画」とは別に「道条例」をつくられるということですので、その条例は道の具体的な施策がより進めやすくなり、また道と関係機関、関係団体との連携がより深めやすくなるような内容を目指すべきものと考えております。

本会議においても、そういった観点から皆様からの忌憚のないご意見、ご助言をいただきたいと考えておりますので、短い時間設定ではありますが、どうぞよろしくお願いいたします。

- 北海道（増本） 西山会長、ありがとうございました。

本日は、前段にありましたエコツーリズム検討会議の座長であります敷田先生、愛甲先生、小林先生、中川先生にも連絡会議にご出席をいただいているところでございますので、ご紹介をさせていただきます。

続きまして、本日は、斜里町の馬場町長にご出席をいただいておりますので、ご挨拶を頂戴したいと思います。

町長、よろしくお願いたします。

●馬場斜里町長 地元の斜里町の町長の馬場でございます。

本来、羅臼町と2人がご挨拶をするところでありましてけれども、あいにくの荒天ということで、私一人だけになりますけれども、一言、ご挨拶をさせていただきます。

本日は、2時からの知床世界自然遺産地域適正利用・エコツーリズム検討会議にほとんどの方が出席をされていたということで、大変お疲れさまでした。

また、この地域連絡会議には、加えて地元として漁業関係のお三方がご出席されております。本当に天気の悪い中でのご出席を感謝申し上げたいと思います。

そして、日ごろより世界自然遺産地域の保全管理に皆様方からご尽力をいただいておりますことに、この場をかりてお礼を申し上げたいと思います。

さて、今年も12月に入りあと1カ月足らずということで、早くも1年が終わろうとしていますけれども、振り返って、今年の世界自然遺産の10周年という年でありました。

少なかったことや多かったことがいろいろあるわけですが、少なかったことでいいますと、昨年は8月に知床連山での遭難が多数発生しましたが、今年は、おかげさまで、関係者の努力もあったためだと思いますが、6月に1件発生しただけということです。

そういう意味では、本当に遭対協の出動はなかったということで、また、無事に生還できたということで安堵しているところであります。

また、多かったという面では、先ほどヒグマの目撃件数が多かったというお話がありました。斜里と羅臼を合わせて1,700件ということでして、3年前に次ぐ目撃件数ということで、熊対策に臨まれている財団の皆様には本当にご苦勞をかけたと思っています。

先ほど話題提供をいただいたように、野生動物、特にヒグマの保護と利用という観点で考えますと、多いということをどのように捉えていいのか、非常に微妙なところがあるかなと思いつながりながら聞いていたところでございます。

もう一つ多いのは、今日の天気にもありますように、異常気象であります。暴風雨、暴風雪が今年の1月から続きまして、今年の冬もどんなことかという心配ではないのですけれども、これからは、大しけも含めて常時起こり得るという前提でかからなければならないかなと思っています。

そういったことを考えますと、環境に対する負荷をいかに減らすかということが今まで以上にますます求められているのではないかなと思いつながりながら聞いていたところでございます。

本日の会議は、北海道条例、仮称ですが、知床世界自然遺産条例を検討会議で議論いただきましたけれども、さらに地域の皆さんも交えてご意見をいただき、この条例制定が知床をより守り生かす、そのための大きな力になることを心から願ひまして、私からの挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

●北海道（増本） どうもありがとうございました。

なお、馬場町長におかれましては、この後、所用のためご退席いたします。ありがとうございました。

次に、配付資料の確認を行います。

●北海道（村田） 連絡会議から来られた皆様は、封筒をお配りさせていただいてございます。封筒の中には、次第、名簿、配席図、このほか資料1から資料4までが入っているかと思ひます。もし不足がございましたら、道の職員のほうにお申し出いただければと思ひます。

それから、エコツーリズム検討会議から引き続きご出席の皆様におかれましては、先ほどお配りした封筒の後ろの次第、名簿、配席図のほかに、エコツーリズム検討会議で使ひました資料1から4をお出しいただければと思ひます。

もしお手元からなくしてしまわれた等々がございましたら、同様に一番後ろの列におります道の職員のほうにお申し出いただければと思ひます。

以上でございます。

### 3. 議事

●北海道（増本） それでは、早速議事に入りますが、17時30分をめぐりに終了したいと考えておりますので、皆様方のご協力方、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、議事（1）の道条例「知床世界自然遺産条例（仮称）」等について、北海道からご説明をいたします。

●北海道（村田） 改めまして、皆さん、こんにちは。

北海道庁でこの条例を担当している村田と申します。

私のほうから、この件についてご説明させていただきます。

エコツーリズム検討会議から引き続きの皆様は、説明が重複してしまう点をご容赦ください。

それではまず、資料1でございます。

この条例を制定することを目指す背景、目的でございますけれども、遺産登録10周年を契機といたしまして、知床の価値を改めて評価して、実は世界遺産に関する国内法がない中、この貴重な財産をみんなで守り育て、よりよい形で後世につなげるため、知床の保全や適正な利用を推進する根拠となる条例を制定したいということでございます。

併せまして、保全や適正な利用の機運を高めるため、世界自然遺産・知床の日というものを制定して、社会的関心を高めたいということでございます。

これまでの検討の経過や今後のスケジュールについてでございますが、2の表をご覧くださいと思います。

この表の右側の列でございますけれども、7月21日に、道のほうでは、北海道の環境審議会というところに、どのような条例にしたらいいかという諮問をしまして、8月31日には、この審議会からこのような条例がいいのではないかという考え方のご答申をいただいたところでございます。

それを受けまして、条例案骨子を10月中に作成し、冒頭に会長からもお話がございましたが、12月4日までパブリックコメントをやっています。並行して、庁内関係部局からのご意見や関係機関への意見照会などを行っています。

こういった状況でございますが、これと並行しまして、この表の真ん中の列ですが、9月1日に、適正利用・エコツーリズム検討会議に、道の条例に盛り込む内容についてぜひご意見を頂戴したい、検討をお願いしたいということで、部会の設置をお願いし、ご了承をいただいたところでございます。

そして、10月9日から11月18日まで部会を5回開きまして、うち2回、第3回目と第4回目は、住民の皆様のご意見を頂戴しようということで、一般の方にもご案内をさせていただいて開いたものでございます。

このように、5回の部会を開きまして、本日のこの前にございましたエコツーリズム検討会議に、部会の案をご報告してまして、後ほどその案をご紹介しますが、基本的にはご了解をいただいたところでございます。

このエコツーリズム検討会議だけの検討では不十分だろうということで、この場、地域連絡会議におきましても、今、道が検討しています条例案についてご説明をさせていただいて、ご意見を頂戴したいということでございます。

その後につきましては、エコツーリズム検討会からのご意見、この場でのご意見、それから、庁内関係機関やパブリックコメントのご意見を総合的に盛り込みまして、12月中旬ぐらいまでに条例素案を作成し、法規審査という道の手続を経まして、2月中旬の道議会に条例案を提案したいと考えています。そして、うまく議会の議決を得られましたら、3月下旬に公布、速やかな施行を目指しているところでございます。

併せまして、この条例の施行とともに、知床の日を決定したいと考えているところでございます。

このような予定でございますが、資料1の裏面をご覧くださいと思います。

エコツーリズム検討会議の部会では、3にございますメンバーで議論をしてきたところでございますが、本日、この後、道で検討しています条例案の骨子をご説明させていただいて、その骨子に対しまして、エコツーリズム検討会議の部会、そして、検討会議としてどのようなご意見が出されたのかということをご説明させていただきたいと思っております。

資料2をご覧くださいと思います。

資料2は、条例案の前文のまだたたき台の状態でございますが、この後に説明する条例案骨子には前文が載ってございませんので、参考に前文だけ抜粋したものをつけさせていただきます。今のところ、道としてはこういった前文を考えているところでございます。

今日は読み上げるお時間がございませんので、簡単に説明いたしますが、1段落目では、自然遺産に登録されたという旨をうたい、2段落目では、こういった自然遺産が守られてきた背景には地域の方々の努力などがあったという旨をうたい、3段落目では、知床を将来の世代に引き継いでいくのは我々の責務であるということをうたいたいと思っております。

4段落目では、知床は既に他地域のモデルとなっている地域ではございますが、それでもまだ課題などがあるという旨をうたいまして、五つ目の段落では、こういった課題に対応していくためには、関係者の協働により取り組んでいく必要があるといったものをうたいたいというふうに思っております。

その上で、最後の6段落目でございますが、道民の総意として条例を制定したい、このような締めをしたいというのが、前文のたたき台ということでございます。

次に、道の条例案の骨子、今、道として持っています骨子についてご説明させていただきますが、資料3をご覧くださいと思います。

資料3の左側の列が道の条例案の現時点での骨子となります。

そして、この表の真ん中の列は、5回開催したとご説明させていただいた部会における個別意見です。個々の出席者のご意見です。ここには、地域の方、住民からのご意見も入っております。

そして、この資料の一番右側が部会としての最終的なご意見、真ん中の列は、部会の個々のメンバー等のご意見ですが、その部会の総意としてまとめたものが右側の部会意見の欄に書かれております。

まず、道の条例案骨子についてご説明させていただきます。

左側の例をずっとご覧いただきたいと思っております。

「I 総則」とございますが、ここは条例でいう第1章を想定している部分でございます。

まず、この条例の目的を規定したいということで、1番の目的でございます。

人類共有の財産である知床世界自然遺産の将来の世代への継承を図ることを目的とするということを第1条に規定したいと思っております。

2ページでございますが、「2 定義」は、このまま第2条だと思っていただければ結構です。

第2条として、そこに書いてございます知床世界自然遺産とか、知床世界自然遺産の保全及び適正な利用とか、関係団体などの説明を置きたいと思っております。

なお、ここに「関係団体」と書いてございますが、これは、今の時点では知床財団の

ことを指していると思定いただければと思います。

3 ページでございますが、左側の列の3番の基本理念でございます。

これは、知床世界自然遺産の保全、それから適正な利用は、このように推進されなければならないのですよということを規定する第3条を想定してございますが、①は、みんなで行っていきましょう、②は、定期的な調査を行って、その調査結果に基づいて順応的にいろいろな取り組みを行っていきましょうということです。③は、陸域と海域の取り組みを総合的にやっていきましょうということです。④は、原生的な自然環境が保全されている地域と人為的な活動が行われつつ自然環境の状態が維持されている区域の二つを分けて考えていきましょうということです。⑤は、知床以外の自然環境を保全している地域と連携してやっていきましょうということです。⑥としましては、地域の担い手の継続的な育成、確保が図られるようにやっていきましょう、こういったようなものを第3条で規定したいということでございます。

5 ページに参りますが、道の責務についてでございます。

ここに四つほどございますが、(1)は、道は施策を総合的かつ計画的に推進します。

(2)は、国や市町村、道民や事業者の取り組みを支援したり、促進したりしますという旨です。(3)としては、国が所管しているような法令等もございますので、そういったもののために国に対して必要な援助、協力、意見、提言、このようなものをしますという規定です。(4)としては、皆さんご存じのとおり、知床の地域には、科学委員会ですとか、この連絡会議ですとか、さまざまな会議等がございまして、そこで合意された事項は、道は可能な限り尊重しますという規定を置きたいということでございます。

7 ページに参りまして、5番の関係団体の役割でございますが、これは第5条と申していただければと思います。ここは、知床財団さんには、ここに書いてございますとおり、保全と適正な利用の推進に努めるようお願いしたいということを規定したいということです。

6番は、道民等の役割でございます。

道民等の等は、旅行者などの一時的に知床を訪れる方でございます。道民とか旅行者の役割ということでございますが、(1)として、自然遺産として登録された意義とか、保全や適正な利用が必要なのだということについて理解をしてくださいという旨でございます。

(2)としては、地域の住民の皆様についてでございますが、日常生活においても、環境に配慮するとともに、みずからも環境保全、適正な利用の取り組みに努めてくださいという規定です。

(3)は、旅行者、一時的に滞在する方を想定している部分でございます。観光旅行や余暇活動等が自然の保全に支障を及ぼすことがないように配慮してくださいという規定です。

(4) は、道民や旅行者などは、国、道、関係団体などが行う施策に協力してくださいという規定でございますが、このようなことを第6条として定めたいと思っております。

7番は、事業者の役割でございます。

これも、環境に配慮した事業活動を行うということについて規定したいということでございます。

ここを第1章として、目的とか、このように保全、利用していきましょうということや、個々の主体の責務、役割を規定したいという部分でございます。

8ページのⅡ基本的施策でございます。ここからは、道が行う施策について規定している部分でございます。

括弧書きで施策の基本方針と書いてございますが、ここは、議論の段階で落ちたところでございますので、説明は省略させていただきます。

8番の知床世界自然遺産地域管理計画に基づく施策の推進でございます。

ここは、新たな計画をつくるのではなくて、既に知床には立派な各種計画がございます。管理計画やそれに基づくエゾシカの計画、海域の計画、エコツアー戦略などに基づいて施策を推進していきますという旨を規定したいと思っております。

次に、9ページでございます。

道が知床の保全や適正な利用に関する施策以外にもいろいろな通常の事業がございます。そういった事業をやる際には、環境に配慮しますという規定を置きたいということでございます。

10番は、道の施策には国や市町村などのご意見を反映しますという規定です。

11番は、知床への来訪を促進しますという規定でございます。

12番は、道民の皆さんや事業者の皆さんの取り組み、それから、国や関係市町村、関係団体の施策を支援するための施策も行いますという旨でございます。

13番は、体制の整備を、知床の保全や適正な利用に関する施策を推進するための体制の整備を行っていきますという規定です。

14番は、担い手の育成や活用を行っていきますという規定です。

15番は、各種モニタリングなどの調査を行うとともに、そのような調査結果や科学的知見などを集積して共有していきますという規定です。

16番は、この条例だけで知床の保全や適正な利用は当然確保できませんので、この条例のほかにも、各種関係法令に基づく措置も行っていきますという規定でございます。

(2) については、道で所管していないようなものもございまして、そういった法令の措置が必要になったときは、それを所管するところに必要な措置を要請していくという規定です。

最後の第17条としまして、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるという規定でございます。



以上の17条立ての条例を想定したものを条例案骨子として、今パブリックコメントをやっているところでございます。こういった道の条例案骨子に対しまして、これまで真ん中の列のようないろいろな意見がございました。そして、この地域連絡会議の前に行いました検討会議で、さらにこういったことを盛り込むべきだという意見を頂戴してございますので、そのご意見をご紹介させていただきたいと思っております。

資料4をご覧ください。

表題の右上に部会意見と書いています。これは、エコツーリズム検討会議に設置した知床条例検討部会の意見でございますが、この前に開催しましたエコツーリズム検討会議、部会の親会議で、この内容をご承認をいただいておりますので、検討会議の意見になったということで聞いていただければと思います。

まず、条例の対象、先ほど条例案骨子についてご説明したのですが、あれは、道のほうでは遺産区域を想定してございます。ただ、エコツーリズム検討会議のほうからは、隣接地も本条例を対象にしてくださいと。ただし、条例の運用等において、その隣接地で不要な利用の制限をしないことという意見もついてございます。

また、対象となる隣接地は、知床半島、エゾシカ保護管理計画の対象範囲とおおむね同じような部分をイメージできるようにしてくださいということです。

資料3の15ページに、エゾシカ保護管理計画の対象範囲を記載した区域図が載っております。

ここは、半島の真ん中から下までのぎざぎざの線が遺産区域でございますけれども、それよりももう少し半島基部のほうに若干曲がった点線までがエゾシカ保護管理計画の境界のイメージ線でございます。道の条例でもこのぐらいまでを対象にしてくださいというご意見がございました。

それから、資料4に戻りますけれども、基本理念の部分についてはまだまだ足りないということで、①から③の内容をさらに盛り込んでくださいというご意見がございました。

①として、エコツーリズムを推進するという理念を掲げてください。②として、この地域の取り組みが先進的なモデルとなって、道内はもちろん、道外の他地域にも貢献するというようなことを規定してください。③として、道民等の理解の増進が図られるというようなことも理念に盛り込んでください。こういった意見がございまして、説明を漏らしてしまったのですが、四角の枠の中の部会案と書いてるのは、まさしく条例の条文にこう書いてくださいというイメージでございます。

それから、(3)でございますが、道の責務として、これも道の骨子ではまだまだ足りないということで、六つのご意見を頂戴したところでございます。

①は、遺産管理者の一人としての責務があるということをもっと明確にしてください。②は、より積極的に推進するという責務があるということを明確に規定してください。③は、特に遺産区域を越えた隣接地の保全や適正な利用を推進するという責務を規定してくだ

さい。④は、道有地や道有施設・設備の保全管理に万全を尽くすという責務を規定してください。⑤は、保全と利用の両立に向けた関係者間の調整役を務めるという責務も規定してください。⑥は、既に骨子で国、関係市町村、関係団体等で構成される会議において合意された事項を尊重するという規定が道の条例案骨子にあるのですが、そこに専門家も会議に入っているという旨を明確にするというご意見でございました。

そして、(4)の道民等の役割ですが、「登録された意義について理解を深める」というものが道民の役割の中に入っていたのですが、意義ではなくて価値が正しいのではないかというご意見でございます。

(5)の基本的施策ということで、道の施策についてもご意見がございまして、⑥まででございます。

①は、道の条例案骨子では、管理計画にだけ基づくように読めてしまうので、その下にある海域管理計画やエコツーリズム戦略にも基づくということを明確にしてくださいというご意見です。

②は、道民等の理解を深める施策について、これはもともと条例案骨子には入っていたのですが、これは大事なことなので、独立して規定すべきということです。もともと来訪を促進するための措置などと一緒にしていたのですが、これは独立して規定すべきというご意見です。

③は、来訪を促進するための措置についても具体的な施策を含めて規定してくださいというご意見です。ただ、具体的な措置については、道のほうできちんと検討して盛り込めというご意見のため、部会案、条例案の具体の条文のイメージとしては空欄になっています。

④は、職員を適正に配置することを明確に規定してくださいということです。体制の整備という条文を設ける予定だったのですが、体制の整備というところで、職員を適正に配置することも明確に盛り込んでくださいというご意見です。

⑤は、外国人に対する対策についても規定してくださいというご意見です。

⑥は、この地域の取り組みを他地域へも波及させるということについても道の施策としてきちんと規定してくださいというご意見がございました。

以上が検討会議からのご意見でしたが、プラスアルファとして附帯意見がつけられております。条例を制定して終わりとならないよう、制定後のビジョンを示すとともに、この条例を生かせるよう最大限努力することというご意見が検討会議で付されまして、(5)までの意見とあわせて道庁に提出を受ける予定でございます。

それから、知床の日についてでございます。知床の日については、検討会議のほうで具体的な日にちについて議論をさせていただきました。道では、当初、遺産登録をした7月17日にしたいと考えていたところですが、いろいろなご意見がありまして、検討会議からは、地元の繁忙期以外の時期で、道民等が知床が世界自然遺産に登録された価値を再確認するのにふさわしい日にちとすることというご意見が出されました。具体的

には、知床世界自然遺産の価値として評価された生物多様性を支える流氷にちなんだ冬期間の日がいいということです。例として1月28日です。これは、遺産登録年のウトロの流氷の初日となっております。もう一つの例として1月30日がございます。これは、遺産登録年のウトロにおける流氷の接岸初日ということで、この辺の日がいいのではないかとということで検討会議から道に意見が出される予定でございます。

資料4については、部会の意見としてつくった資料でございますので、最終的な検討会議の意見としては、これプラスアルファ1点、口頭になってしまうのですが、資料3のほうにお戻りいただきたいと思っております。

資料3の2ページの一番下でございます。

関係団体という言葉の定義として、道庁では知床財団を想定していたのですが、そのために、関係団体とは、主として知床世界自然遺産及びその周辺地域の自然環境に関する調査研究、自然保護の普及啓発、その他の自然環境の保全に資する取り組みを実施し、又は、支援する法人又は団体であって、道内に事務所又は事業所を有するものということで、これはほとんど知床財団の定款の文言でございまして、この条文からはほぼ知床財団しか想定されないもので、私どもは知床財団のための規定と思っていたのですが、検討会議のほうから、こういった取り組みをやっている団体はほかにもあるし、ここは知床財団以外も含めるように、自らこういった規定に当てはまると手を挙げる団体にはこのような役割を果たしていただいているのではないかとということで、「主として」という言葉をとってはどうかというご意見を、先ほどの資料4プラスアルファで頂戴したところです。「主として」をとると、知床財団以外にも対象が入ってくる形でございます。

以上、道の条例案の骨子、それから、この骨子に対してエコツーリズム検討会議からのご意見をご紹介させていただきました。

今日、ご説明させていただいた条例案骨子に対するご意見でも結構ですし、エコツーリズム検討会議から出された意見に対してでも結構でございますので、地域連絡会議としまして、さらに漏れている点などのご意見を頂戴できればと考えております。

長時間になってしまいましたが、私からの説明は以上でございます。

- 北海道（増本） 補足としまして、資料2の前文のたたき台のところにつきましても、先ほどのエコツーリズム検討会議のほうから、例えば、動物の関係ばかり文言として載っているのですが、植物の関係もありますので、例えば、北方系と南方系の野生動物というものを野生生物と言う、また、海生哺乳類について、哺乳類はヒグマ、シマフクロウ、オオワシという鳥獣類を言っていますので、海生哺乳類のところにもシャチなどという文言を例示として入れるようにというご意見もございました。このたたき台等につきましては、再度、我々のほうで検討していきたいと考えております。

以上が北海道からの条例に関する説明でございましたけれども、それに対するご意見等がございましたらお伺いしたいと思います。

- 環境省（坂口） 資料4の（5）の⑥の書きぶりで、道内その他地域というのは、道内

プラスアルファで、例えば、日本中に広めるとか世界中という書き方なのか、道内のほかの地域という書き方なのか。この記載ぶりだと道内プラスアルファを書くときのバスケットクローズの規定の書き方だと思うのですけれども、どちらですか。

先ほど、道内のその他の地域とおっしゃったような気がするのですが、確認だけお願いします。

●北海道（村田） ここは法律用語になってしまうのですが、この書き方をすれば、道内その他地域というのは、道内とその他の地域ということで、国内のほかの地域とか世界の地域も入るということです。これは、法律用語のその他という使い方になってしまうので、専門的かもしれませんが、そういう趣旨でございます。

●北海道（増本） そのほかにございませんか。

●知床ガイド協議会（岡崎） 知床ガイド協議会の岡崎と申します。

条例の制定後の運用のことでお聞きしたいと思います。

財政上の措置で、皆さんご存じの知床五湖の遊歩道は道が管理されております。今年、非常に大きな風が吹いて、倒木が遊歩道に倒れ込んで3日間ぐらい閉鎖されました。その閉鎖はしようがないのですけれども、その対応です。

大木が倒れたので、それをよけないと一般のお客様は入れない。それでもって道のほうで対応しないといけないということで、知床財団のほうから行っているはずですが、業者が明日の午前中に来るといっているので、我々は、それでは午後からはお客さんは入れますねという感覚でした。お客様もそういうふうに言うので、連れて行ったのですが、来た業者が言ったことは、見積もりをとりに来ただけですと。見積もりをとって、戻って行って、書類を上げて、判子をいただいて、それからでなければ対応できませんということなのです。ですから、ちょうど繁忙期のときに、最終的に3日間ぐらいですが、その間、園地が閉まっているわけです。

そういうときに業者が来ても、見積もりを上げないとお金が出てこないから、そういう作業ができないと。そういうことがこの条例ができれば防げるのですか。

●北海道（増本） この条例ができるからといって、そういうことが防げるわけではないです。

はっきり言いまして、我々の予算の使い方は、そのときにすぐお金があって対応できればいいのですけれども、予算というのは、このものに使うということが大体決まっているものですから、そのような突発的な事故なり被害なりが起きたときにすぐに対応できないというのが実際なのです。

我々としても、すぐ対応できれば一番いいのですけれども、あくまでも財政関係のところといろいろと折衝しながらでないとお金の工面はできないものですから、すぐに対応できないというのは、大変申しわけないのですけれども、そういう状況になっていることをご理解いただきたいと思います。

また、この条例ができたからといって、そういう倒木があったからすぐに対応できる

かという、今までの状況と基本的に変わらない形になると思います。

●知床ガイド協議会（岡崎） 大体そうだろうと思っていました。

●北海道（増本） 大変申しわけありません。

我々としても、できる限りお金の余裕があればすぐにでもやりたいのですけれども、少ない予算の中で何とかやりくりしているものですから、見積もりをとっていただいて、それに伴ってうちのほうからオホーツク振興局にお金を配当して直していただいているという形です。

今回、3日間かかってしまったことは大変申しわけないのですけれども、ご理解いただきたいと思っております。

そのほかにございませんでしょうか。

●中川委員 今のことで、自然災害はすぐにやりますね。道の予算措置とか手続でもすぐにやるような形になると思います。こういう風で倒れたという自然災害に近いようなものは別な手続ができないのですか。

●北海道（増本） 自然公園の場合は、災害であっても基本的にはすぐに対応できないというところがございます。生活に直結するものについてはあるのですけれども、生活に直結するものではないということで、これにつきましては、災害になったら別な予算を組まなければいけないということになりまして、それにつきましては、基本的に対応ができないのが実態でございます。

ライフラインということで、水道とか、道路が壊れたということになりますと、すぐに対応が可能になるのですけれども、自然公園の場合は、災害に対するものは一切なく、全て既決予算の中で対応しなさいという扱いになっております。ですから、そういう対応のための特別な予算がある状況ではないということをご理解いただきたいと思います。

●林野庁（荻原） 林野庁の荻原と申します。

倒木処理の関係は、私どもも同じような要望をよく受けて、今、道庁に対して言われたことですが、我々に対しても言われている気がしてどきどきしているところです。

私どもも、見積もりをとらないと業者に発注できないというのは同じです。

そういう状況でどうしたらいいかということを考えると、例えば管理する職員が自ら切りに行くというのが一つあると思います。

ただ、木が大きくなると危険なので、それなりの技術を持っている人ではないとできないという場合があります。それでは、またどうすればいいか。我々の場合は、登山道管理などもやっていますけれども、倒木の処理まではなかなかうまくいかないのですが、山岳会の方たちに切っていただいたりして、それで自然と開通するという状況も、正直にいてございます。

ですから、ある意味、ボランティアのような方のご協力とか、職員が自らチェーンソーを持って切りに行くとか、そういうことも含めて対応をお考えになれば、必ずしも予算措置が大変だとか、手続が大変だというのは我々も同じで理解できますので、少し広く

考えていただければ、より地元理解されるような対応ができるのではないかと思います。

参考までに申し上げます。

●北海道（増本） ありがとうございます。

我々も、業者に全てをお任せするのではなくて、職員が実際に行って片づけたりはしているのが実態です。ただし、大木になりますと、職員だけでは対応できなくて、ずらすだけでも無理という大木がございますので、それはどうしても業者にやっていただかなければならないということになります。

本当に1人や2人の手で、遊歩道からずらすことができる重さであれば、職員自らはやるのですけれども、今回ありました倒木については、数カ所ありまして、大木も倒れたということもありまして、職員みずからでの対応は難しかったということがございました。ですので、今回は、見積もりをとり措置をさせていただいたという状況でございます。よろしくお願いいたします。

そのほかにもございませんでしょうか。

●林野庁（荻原） これも確認なのですが、先ほどエコツーリズムの検討会で言わなかったのですけれども、隣接地の考え方です。先ほどの図面にもありましたけれども、私も林野庁は陸上ばかり扱っているのも思い至らなかったのですけれども、この隣接地というのは、海も含んでいるということでしょうか。沖合3キロメートルまでは世界遺産の地域ですけれども、その外側もここでいう隣接地に入るという理解でよろしいのでしょうか。

●北海道（村田） 条文上は、地図に線を引くという扱いでのご意見ではございません。資料3の1ページの右側の下に書いています部会案の書き方であれば、陸上と限った言葉がございませんので、もし保全に対して支障を及ぼすような区域が隣接地として海域もあれば、海域も入ってくる規定の仕方になってございます。

●林野庁（荻原） わかりました。

●北海道（増本） そのほかにもございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

●北海道（増本） ご意見がないようでございます。

私どものほうで用意した議題は以上でございますが、そのほか、この地域連絡会議として何かご報告するもの、また、この条例以外で何かご意見等がございましたらお伺いしたいと思います。

（「なし」と発言する者あり）

●北海道（増本） 特にないようでございますので、以上をもちまして地域連絡会議の議事を終了させていただきます。

#### 4. 閉会

●北海道（増本） 以上をもちまして、地域連絡会議を終了いたします。

エコツーリズム検討会議、地域連絡会議と長時間にわたる会議にご出席いただきまして、誠にありがとうございました。

これをもって終了いたします。

以 上